

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、危険有害業務、労働環境、働き方の現状やそれらの変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の実現を含めた安全衛生行政運営上の基礎資料として、安全衛生対策の推進に資することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」（道路貨物運送業に限る。）、「不動産業、物品賃貸業」（物品賃貸業に限る。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（洗濯・理容・美容・浴場業に限る。）、「サービス業(他に分類されないもの）」（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）」

(3) 事業所

上記(2)に該当する産業で、常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した事業所

(4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した労働者

(5) ずい道・地下鉄工事現場

「建設業」（ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る）に属する労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の全ての工事現場

3 調査の対象期間及び実施期間

(1) 対象期間

原則として平成26年9月30日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（平成25年10月1日～平成26年9月30日）又は過去3年間（平成23年10月1日～平成26年9月30日）を対象とした。

(2) 実施期間

平成26年11月1日から同年11月20日とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、粉じん作業の作業環境等に関する事項、有機溶剤業務の作業環境等に関する事項、特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の作業環境等に関する事項、放射線業務、除染等業務、特定線量下業務の作業環境等に関する事項、作業環境測定に関する事項、GHSラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項、アスベストに関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性等に関する事項、健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項

(3) ずい道・地下鉄工事現場調査

工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項、工事現場の呼吸用保護具に関する事項、測定に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査及びずい道・地下鉄工事現場調査

厚生労働省が直接、調査票を調査客体事業所（ずい道・地下鉄工事現場調査はそれらを統括管理する事業所）へ郵送し、調査客体事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

(2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を事業所調査客体事業所のうち労働者調査を実施する事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、客体労働者を抽出して調査票を配布した。調査客体労働者が自ら調査票を記入、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

6 調査の機関

事業所調査及びずい道・地下鉄工事現場調査：厚生労働省一報告者
労働者調査：厚生労働省一事業所調査客体事業所一報告者

7 有効回答率

事業所調査	：	調査客体数	13,290	有効回答数	9,145	有効回答率	68.8%
労働者調査	：	調査客体数	16,015	有効回答数	9,982	有効回答率	62.3%
ずい道・地下鉄工事現場調査	：	調査客体数	415	有効回答数	316	有効回答率	76.1%

8 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」のあるものは、調査客体数が少ないため利用上注意を要する。

(2) 割合の数値は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「平成18年調査」とは、「平成18年労働環境調査」のことである。

なお、平成18年調査は、平成26年調査と調査対象産業等が一部異なるため、比較には注意が必要である。

(5) 東日本大震災への対応

①事業所調査

平成26年4月に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）を含む市区町村に所在する事業所を調査対象から除外して調査を行った。

②ずい道・地下鉄工事現場調査

避難指示区域を管轄する労働基準監督署の管轄地域に所在し、東日本大震災以前に労働者災害補償保険の保険関係成立届が提出された工事現場を調査対象から除外して調査を行った。